

第二十五回国会 大蔵委員会 議録 第四号

昭和三十一年十一月二十二日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事 黒金 泰美君 理事 小山 長規君

理事 高見 三郎君 理事 藤枝 泉介君

理事 石村 英雄君

大平 正芳君 杉浦 武雄君

竹内 俊吉君 内藤 友明君

中山 榮一君 古川 文吉君

保井 茂君 坊 秀男君

前田房之助君 井上 良二君

井手 以誠君 木原津與志君

田万 廣文君 竹谷源太郎君

平岡忠治郎君 横銭 重吉君

横路 節雄君 横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

総理府事務官(自

治庁財政部長) 小林與三次君

大蔵事務官(主計局長) 森永貞一郎君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計官) 大村 筆雄君

食糧庁長官 小倉 武一君

専門員 椎木 文也君

十一月二十日

委員井手以誠君辭任につき、その補

欠として有馬輝武君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十二日

委員有馬輝武君辭任につき、その補

欠として井手以誠君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辭任につき、その補

欠として有馬輝武君が議長の指名で

委員に選任された。

十一月二十日

農業所得税の減免に関する請願(原

茂君紹介)(第四三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

在外公債の公債の処理に関する法律案

(内閣提出第一号)

昭和三十一年度の食糧管理特別会計

の借入限度等の特例に関する法律案

(内閣提出第二号)

国有財産法第十三条第二項の規定に

基き、国会の議決を求めるの件(内

閣提出、議決第二号)(予)

○松原委員長 これより会議を開きま

す。まず連合審査会開会の件についてお

諮りいたします。農林水産委員会よ

り、昭和三十一年度の食糧管理特別会

計の借入限度等の特例に関する法律案

について連合審査会開会の申し入れが

あります。これを受諾して連合審査会

を開くことに御異議はありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めま

す。よってさように決しました。

なお連合審査会開会の日時につきま

しては、委員長に御一任願っておきた

いと存じますが、大体の予定は来たる

二十九日午前十時より開会する予定で

ございますから、御了承願います。

○松原委員長 次に、在外公債の

処理に関する法律案、昭和三十一年度

の食糧管理特別会計の借入限度等の特

例に関する法律案及び国有財産法第十

三条第二項の規定に基き、国会の議決

を求めるの件の三案を一括議題として

○横路委員 最初に食糧庁の長官にお

尋ねますが、昭和三十一年度の食糧

管理特別会計の借入限度等の特例に関

する法律案の第二条の最後に、「政府

は、政令で定めるところにより、当該

金額に加算して納付すべき利息を当該

売買条件において定めるものを軽減

し、又は免除することができ」と、

こうなっております。これは北海道

の冷害並びに九号、十二号、十五号台

風のそれぞれの地域を含んでおる法律

であります。お尋ねしたいのは、一

体政令で定めるところによつて免除す

るという場合に、たとえば北海道にお

いてはどういう地域、どういふ程度の

災害を受けた者に対して免除なさるの

か。その点がはっきりしないと、この

法案は生きてこないわけです。です

から、その点を一つ明らかにしていただ

きたいと思ひます。

○小倉説明員 免除する場合ござい

ますが、これは、今度の災害対策とい

たしましていろいろ措置がございま

す。そのうち関係がございすのは、

天災によりまして営農資金に非常に事

欠く農家に対しては、資金を融通

します別途の措置がございす。これ

によりまして、三分五厘でもつて農家

が借りられるような地域がございす

わけがございす。そういう地域の指定も

十分参照いたしまして、大体それに一

致するようになつて、なお米の事情

を加へまして、そういうところをまず

二銭五厘が三分五厘になるように指定

をしていきたい、かように存じます。

それとして、そういう地域の中で、非常

に作柄が悪いところ、収穫皆無ないしそ

れに準ずるような農家につきまして

は、利子を免除する、こういうつもり

でおるのであります。

○横路委員 この問題は、天災法によ

るところの営農資金の問題とは別なわ

けです。ですから、今あなたが話した

の、天災法によるところの営農資金貸

付について、三分五厘と指定した地域

において、皆無等の者については免除

すると言ふが、それはさうでないわ

けです。天災法は、これは営農資金

を貸付するわけなんです。この問題は、

予約米制度についての一つの欠点だと

私は思ふのです。あのときの農林水産

委員会における提案説明並びに質疑応

答を見ても、十二月三十一日までに米

を売り渡さない者については、その

日歩二銭五厘を加算したものでござい

ます。おそれるこれは法の建前からい

へば、悪意を持つて出さないという者

に対して日歩二銭五厘であつて、今回の

ような天災の場合においては、本来か

らういふ日歩二銭五厘は、これは全地

域にわたつて免除するのが至当だと思

ふのです。しかし今のあなたのお話だ

と、これは政令で定める場合には、皆

無の者だけが免除になるのですか。そ

れとも、もつと一分、二分、三分、と

いうように指定地が拡大されていくの

か。皆無なんという、一粒でもやっ

ぱりとしたことになりすから、やか

ましくいへば一粒でも皆無とはならな

いので、一分作以下という意味なん

です。三分作ということになるのです

か。

○小倉説明員 お話のように、この

措置と営農資金の融通とは性格が違

う御説、ごもつともござい

ます。ただ農家経済から見まして、金利

の重圧を避けるという点から見ますと

共通の面もございすので、そこである

程度の歩調を合せざるを得ないわけ

であります。非常な災害地帯で、しかも

わけがございす。それは法律案に

ある通りでございす。その利子を全

部免除する、こういう場合についての

重ねてのお尋ねでございす。収獲

皆無というふうにも考えられてお

ります。必ずしも一粒とれたから収

獲皆無じゃないというふうには考えま

せん。作柄でいけば、一分作と申し

ます。減収の方からいけば、大体九

割減収ということで収獲皆無を考へて

おります。なお収獲皆無だけに限ると

いうことについては、酷ではないかと

思ふ。

○小倉説明員 お話のように、この

措置と営農資金の融通とは性格が違

う御説、ごもつともござい

ます。ただ農家経済から見まして、金利

の重圧を避けるという点から見ますと

共通の面もございすので、そこである

程度の歩調を合せざるを得ないわけ

であります。非常な災害地帯で、しかも

わけがございす。それは法律案に

ある通りでございす。その利子を全

部免除する、こういう場合についての

重ねてのお尋ねでございす。収獲

皆無というふうにも考えられてお

ります。必ずしも一粒とれたから収

獲皆無じゃないというふうには考えま

せん。作柄でいけば、一分作と申し

ます。減収の方からいけば、大体九

割減収ということで収獲皆無を考へて

おります。なお収獲皆無だけに限ると

いうことについては、酷ではないかと

思ふ。

○小倉説明員 お話のように、この

措置と営農資金の融通とは性格が違

う御説、ごもつともござい

ます。ただ農家経済から見まして、金利

の重圧を避けるという点から見ますと

共通の面もございすので、そこである

いう御説もございまして、その点についてはなお若干緩和して、保有米に相当食い入る、保有米のごく一部しかとれないといった農家についても、免除の措置を及ぼしたらどうか、こういうふうに考えております。

○横路委員 この法案は、これだけではさっぱり意味をなさないので。問題は政令に意味があることになっていくわけですね。ですから、あなたに重ねてお尋ねをしたいと思います、とにかく米がとれた、それから飯米は差し引いた、それから種もみも差し引いた。ところが実際に、十石なら十石売り渡し、契約をして、その飯米の保有と種もみを引いたところが、一分作でないけれども出せなくなった。だから実際に金は払えない。そういう者に対しては、私はこれは免除すべきだと思ふのですが、その点はどうか。実際に飯米を確保し、種もみを確保して、来年やために努力をして、契約した売り渡しはできない。だから五万六万七万残った。これは必ずしも一分作でなくてもそういうことが起り得る。そういう場合に、なお利子は免除できないのですか。

○小倉説明員 御説のように、作物と農家の経営規模、それから家族等の関係から判断するというわけにはなかなか参りません。非常に具体的に、個々の農家について妥当なことを考えるといいたしますと、さらに農家の経済力といったようなことも考えなくちゃならぬということになりますので、そうすると、これは実際問題として措置することが非常に困難でございます。私

どもといいたしましては、できるだけ明確なところでもって線を引いて、そして措置をするということ以外には、ちよつとできかねるのじゃないか。従いまして、実際の取れ高から種もみなり保有米といったものを除いて、どれだけ政府に対する売り渡しができるか、こういうことになりまして、個々の農家について非常にむづかしい判断をしなければならぬ。のみならず、その量ということについてまで考えを及ぼすことになりまして、非常にむづかしいことになりまして、実行可能な措置といいたしまして、作物を一つの基準にしまして、これによつて措置するということをやむを得ない措置ではないか。そこで、それを一律収獲皆無というふうに限定するかどうか、こういう問題になるわけでありまして、私

といいたしましては、収獲皆無ということと考へておつたわけでございますけれども、なお収獲皆無ということでは非常に困る農家があるのではないか、こういう御説でございますので、その点についての緩和を目下検討いたしております。

○横路委員 重ねてお尋ねしますが、今の答弁では、この法律案を提案なさつたあなたの責任において、しかもこれを審議してもらいたいというところの審議すべき対象に欠けていいると思ふ。十分これから考えますと言つたつて、その考えます内容がこで明確にならなければ、われわれはこれをなかなか審議を進められないわけですね。今あなたのお話では、皆無ではないのだ、一分は全免にしたいと言われるが、しかしかりにそれが二分、三分であつても、飯米とそれから種もみを差す引い

たら—実際に悪意ではないのです、とれないのだから。飯米と種もみを差す引いたら出せない。だから当然そこで予約を三万なり四万なり五万なりは払えない。そういう場合にはどうなさるのですか、こう聞いている。ですから、今の話をもつと具体的にお話をしたいだきたいとわれわれ思うわけですね。その点どうなつておるのですか。これはだんだん大蔵省に聞きますが、大蔵省とはどういう話になっておるのですか。

○小倉説明員 非常に災害のひどい地帯におきます収獲皆無の農家については、全免をするということになつております。その収獲皆無というのは一分作までは含む、こういうことになつておるのではありません。従いまして、それ以外の農家につきましては二錢五厘の利子を軽減されて、三分五厘なり六分五厘の利子をつけて返していただく、こういうことになっております。

○横路委員 これは私具体的の一つあなたにお尋ねしたいと思ふ。今かりに三分作の場合を考えてみたいと思ふ。そうすると、大体北海道の場合には、米を作る農家の平均の耕作反別は二町とします。これは共済制度によつて大体反当一石九斗幾らになつていいる。それでこれを二石といいたしますと、二町とするとこれが四十石になる。そこで、

この三分作であればこれは十二石とれるということになる。ところが実際に、農家の平均家族は大体七人くらい。そうすれば、これは七石は保有しなければならぬ。それから種もみ等につきましても、大体一・六石くらい保有しなければならぬ。そうすると、九石は保有しなければならぬ。そこで

三分作なんだからぜひ出さなければならぬというので三石出すことができたが、三万円しか現金は出せない。そこでその二町作つていいる人は、十二石出せるというように計算しておつたけれども、実際には飯米や種もみを引いて三石しか出せない、こういうような事態になつていいる場合には、ほんとうにぎりぎり一ぱいになつてくる。ですから、われわれとしては、あなたの方の皆無並びに一分作についてはこれを全免するということになしに、もしも作物柄

というところでなくならば、二分並びに三分も当然全免しなければならぬ、こういうふうに思ふ。これは私は予約米の売り渡しの制度の精神、しかも当初農林水産委員会にかけたときの精神からいつても、悪意のある農家に対して、横流しをする場合における一つの強制措置としての二錢五厘という問題であつたと思ふ。ですからそういう意味で、われわれは今の問題について

は、やはり基本的には、できれば被害農家全部に対して全免をすべきだ、この主張はしたいけれども、しかし国の財政もあるであらうから、これは何と申してもやはり現実に三分作未満のものについては、ぜひ全免することが私は至当だと思ふ。その点あなたの見解はどうですか。

○小倉説明員 ただいまのお話でございますが、利子を減免するという点と全部利子を免除するという場合について、どういふ場合を考へるか、こういうことについてのお尋ねでございます。その場合には、先ほど申し上げましたように、私どももいたしましては概算金の二錢五厘の性質上、これは原則的に返していただくのだ、こういう

建前でおるのであります。従いまして、やむにやまれずどうしても免除しなければならぬ農家ということで、その一応の目安を取獲皆無ということに置いたのでございますが、ただいまのお話でもございますので、御趣旨に沿ひまして検討いたします。

○横路委員 わかりました。大蔵大臣にお尋ねをしたいと思います。実は今問題になつておりますのは、北海道を主体にした今年の冷害並びに九号、十二号、十五号と、いわゆる予約米の売り渡しの前渡金に対する利子の全免の問題なんです。今年は、自分のところでは米を十石出せると思つた。それに対して石当り二千円の前渡金をもらつた。出そうと思つて努力をしたが、八月中旬以降の天候異変で、実際には全然実らないというものもあるし、あるいは二分作、三分作というものもあつて、飯米とそれから種もみを保有して出せない。なお出しても、前渡金の関係でどうしても金が足りない。こういう問題が出ていられるわけですね。私は、これは利子を全額免除すべきだと思ふ。これはどうですか。今食糧庁長官は、

そういう趣旨について考慮します、この言うのですが、最後になると、必ず大蔵省の方でそれはうまくないとかいう顔をされるので、食糧庁では非常に困つてしまふ。これはもう大臣御承知の通りなんだ。大臣から重ねて今の食糧庁長官の通りだと言つていただければ、私はこの問題はこれで終ります。

○一田田務大臣 それは、利子の減免措置をとることにしておるのでありますが、減免する理由は、要するに被害があつたということ、従つて私はやはり被害の度合いに依りまして減免を

考える、これは実際の状況に依じて考
えていけばよろう、かように考えて
おります。

○横路委員 そこで食糧庁長官にお尋
ねをしますが、この法案は、十二月三
十一日までの利子の問題でですね。来年
の一月一日からの問題は、あなたが言
うように天災法に準じてやるわけです
ね。天災法を適用するのではないはず
だ。本来からいえば、これは来年の売
り渡しができるまで金もたな上げし
て、そのときに現物で全部相殺するの
がいいと思うが、あなたの方では、天
災法に準じてやることになっておる。

そこで三分五厘の地域については五カ
年でやり、それから六分五厘の地域に
ついては三年間でやるのだが、その三
分五厘と指定する地域については、こ
の利子の全免と軽減と両方入ってくる
のですか、利子の全免の地域だけに
いて三分五厘を適用するのか、その点
はどうなんですか。

○小倉説明員 一月以降の利子の問題
でございますが、一月以降となれば、
お話しのように、十二月末をもちまし
て、とにかく金融措置等によりまして
農家からは概算金を返していただく。
従いまして、そこにつくってくる農家に
対する融資の問題もございまして、
その融資の利子の軽減ということにな
ります。従いまして、御質問のござい
ましたように、そういうことでござい
ますれば、営業資金の融資ということ
と、事柄がさほど違ってこない。従い
まして、措置は違いますが、内
容的にはほぼ営業資金に準じたや
り方にして参りたい、かように考えて
おります。従いまして、営業融資で三
分五厘になるような地帯につきまして

は、大体それらの概算金融に
の返済の資金の利子も三分五厘になる
ようにいたして、六分五厘につきまし
ては、同じようなことで六分五厘にし
て参りたい、かように考えておりま
す。

○横路委員 今一月一日以降の代位弁
済についての三分五厘、六分五厘の問
題なんです、大体ことは代位弁済
をしなければならぬ総額は、十四億
二千万くらいだろと思うのです。そ
の十四億二千万のうち、あなたの方で
三分五厘とする方はどれだけを対象と
しているのか。これは私たちが国会議員
が議員立法をする場合には、これに予
算措置を書けということになってお
る。だから、あなたの方では十四億二
千万の対象についての三分五厘の地域
については、一体どれだけを考えてお
るのか、六分五厘の地域については、
どれだけを考えておるのか、その点明
らかにしてもらいたいと思う。

○小倉説明員 この精細な計算は、先
ほども申しましたように、天災融資の
三分五厘の適用地域ないし農家との関
連がございまして、その方のきまり
方によって正確にはきまってくる、き
めなければならぬと思いますが、大ま
かな推算では、大部分八割程度は三分
五厘の適用がある農家になろうという
推定をいたしております。

の地域については利子を全免する。だ
から代位弁済した場合における十四億
二千万の八割程度は、三分五厘と指定
するのだから、そうすれば、当然十二
月三十一日までは八割程度利子の免除
になる、それでいいですか。

○小倉説明員 三分五厘になる農家に
つきまして、かつ先ほど申しました取
得皆無という問題もございまして
が、そういう条件が重なればそこで利
子免除になる、こういうことでありま
す。

○横路委員 あなたの言う、一月一日
以降の代位弁済の十四億二千万の三分
五厘の地域は八割だということとはわ
かったのです。そうすれば十二月三
十一日までの利子を免除すべき地域
は、そうすると三分五厘の地域のう
ちには、利子を全免する地域とそれか
ら利子を軽減する地域と二つ入ってい
る、こういうのですか。その点はどう
なんですか。

○小倉説明員 三分五厘の適用を受け
る農家になりますけれども、さらにそ
の農家について、十二月末までは利子
が免除になる農家がある、こういうわ
けであります。

○横路委員 それではお尋ねします
が、一月一日以降三分五厘の肩がわり
してくる金ですか、それは八割程度だ
が、そのうち利子が全免されると予
定されているものはどの程度なんです
か。——出した以上は、全然計算して
ないわけはないでしょう。

○小倉説明員 実はこれはむずかしい
計算になりますので、取獲皆無農家が
幾らあるかというようなことが的確に
まだわかっておりませんので、それは
どの程度になるかという推算はできま
せん。それからまた取獲皆無の程度で
ございまして、先ほどの一分作にする
か、あるいはその程度を上げるかとい
うことによっても違って参ります。こ
れはもう少し精細なデータがそろって
から御説明したい、こう思いま
す。

○横路委員 それではあなたにお尋ね
しますが、三分五厘の地域というの
は、もちろん個々の農家です、お
そらく市町村長がやるのでしょうか、
その三分五厘の地域というのは、大体
の標準の表現をもってすれば何分作に
なるのかお尋ねしたい。八割を大体見
込んでいっているが。

○小倉説明員 作柄で申しますれば三
割減収、なおそのほかに農業収入が減
収によつて幾ら減るかといったような
ことも、実質的には考えなければなら
ぬと思いますが、一応の積算の基礎と
いたしましては、三割減収を一つの基
準といたしまして積算したものが、先
ほどお尋ねの中にありました数字にな
るわけでございます。

○横路委員 どうもちょっとはつきり
しないのだが、この六分五厘の場合に
は大体七分作以下を対象にする、こう
いうのです。そうすると、三分五厘
の場合には何分作を対象にしているの
かと聞いたのです。どうなんですか。
○小倉説明員 三割減収は一つの地帯
で押えて参るわけでありまして、そ
中の農家につきまして、非常に被害程
度が高く農業収入が普通の収入の半
分になる、こういうようなところにつ
いては三分五厘にする、こういうつも
りであります。

○横路委員 それでは今のお話で、五
分作は全部三分五厘であるという点は

はつきりしたわけですが、問題はこ
の天災法によるところの営業資金の融資
の利子の負担区分は、これは法律の示
すところによつて、国並びに都道府県
がこれをともども大体折半してやるよ
うになっている。ところがこの予約米
の前渡金については、別に天災法じゃ
ないのです。営業資金とは全然別なの
です。これに対して主計局長にお尋ね
したいのだが、今お話しした代位弁済を
しました十四億二千万のうち、約八割
は三分五厘の地域、六分五厘は二割の
地域、それについて、これを大蔵省で
は天災法と同じように国と道とがその
利子について折半してやれということ
をやかましく言っているようだが、今
でもその方針を変えていないのかどう
か、その点をここで明らかにしてもら
いたい。

○森永政府委員 天災法そのものによ
る融資ではないわけでございます。天災
法による融資に準じて考えた方がいい
のではあるまいかというふうなことか
ら、国並びに道の折半負担というよう
なこと考えておられますのは事実で
ございますが、その点につきましては、
まだ政府内部の見解が最終的にまと
まっております。私どもは、なお政
府全体でこの問題につきまして協議を
いたしまして、適正な結論に達するよ
うにということを目下いろいろと考慮
をいたしておる段階でございます。結
論を申し上げる段階でないことを御
了承いただきたいと思います。

も、いろいろ皆様の御意見もございまして、私もいたしまして、場合によりましてはこれを若干緩和すること実は考慮いたしておるわけでございます。それらの点全体にわたりますて、なお総合的に検討いたしておる最中でございますので、御了承いただきたいと思います。

○横路委員 主計局長の答弁で、今の問題は何か幾分緩和されるような状態ですが、私はこれは大蔵大臣にぜひお答えをいただきたいと思うのです。

それは地方財政法の第二条第二項に「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしきもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。」こういうふうになつておりますし、それからさらに十三条についても「地方公共団体、地方公共団体の機関又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいてあらたな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。」こうなつておる。天災法そのものでやる営農資金については、法律で定めてありますからやむを得ぬとしても、この問題は政府と個々の農家とが契約をしたのだ、そうして今法律で十二月三十一日までのそれについての利子は全免しようというのだ、ところがそれを一月一日から代位弁済する、たとえば農業協同組合あるいは業者、そういうものとの関係に移つてくるのに、なぜ都道府県が負担をしなければならぬかということ、私は今の地方財政法第二条、それから第十三条の建前からいっても、こ

れは当然都道府県に全然負担をさすべきではないというふうに考えておる。主計局長は、今この問題についてはいろいろ問題もあるもので、決してそういうふうなきめておるものではないといふのです。私は、この点は都道府県に絶対に利子の負担をさすべきでないと思ふのです。その点は、一つここで大蔵からぜひ主計局長の答弁をさらにはつきりさせてもらいたい。

○一萬田国務大臣 ごく基本的線として、ただいまお読み上げになつたような法律の趣旨は、これは私大いに順奉していいと思ふのですが、また具体的問題になると、やはり実際に即した取扱いも個々の場合にはあり得る。しかし今の問題につきましては、今主計局長が答へ申しましたように、十分検討を加へまして、何もこうするとかめておるわけじゃない、実情に即するように結論を得たい、いわゆるきめていきたい、かように考えておるわけですが、大体主計局長が今答へしました、これから十分検討を加へまして、無理のないようにしていこうということになると思ふいます。さう御了承願います。

○横路委員 主計局長にお尋ねします、今大蔵大臣から、主計局長の答弁のように、無理のないようにするといふこと、その無理のないようにするといふ意味は、やはり地方財政法の建前もあるし、この問題は営農資金と別なのですから、従つてここでの問題ははつきりと、それは都道府県の負担にはさせないといふことを言つていただきたいと思ふのです。

○森永政府委員 本件につきましては、お話しのように食糧管理という立場もございしますが、他面におきましては、地方的な天災であるという面もございまして、国、道の折半負担が必ずしも絶対的かぬといふふうにも実は考えていないのでございまして。しかしただいまお話しのような地方財政法の建前の問題もございまして、これも特別交付税というふうな問題もございしますけれども、具体的にどうするかというふうな問題につきましては、政府部内でもまだいろいろ意見がございします。私どももいたしまして、ただいままで私どもが主張いたして参りました主張に必ずしもこだわらないで、さらに適正な結論を得るよう、目下関係当局の間において折衝中をございします。結論はいましばらく御猶予をいただきたいと思つております。

○横路委員 自治庁の財政部長にお尋ねしますが、今の答弁で何か特別交付税で考慮するかもしれないというふうな印象を受けたわけですが、これは特別交付税でそういうことが見れますか、しかも五年なら五年というものを限つて、私は特別交付税その他の建前からいって、これはできないと思ふ。あな

たはどうなんですか。

○小林政府委員 この問題は、今主計局長がお話しになりました通り、われわれの方にもいろいろ意見もございまして、まだ最終的な結論に達しておらぬのでございまして。われわれといたしまして、筋が合うようにぜひ解決してもらいたいという気持は持つております。

○横路委員 しかし自治庁の建前としては、地方財政が急迫している今日、この問題については、あくまでもこれは国が負担すべきであつて、都道府県に負担を転嫁すべきではないということだけは、私は地方財政を守るといふ立場において、自治庁ははつきりと言つてもらいたい。その点はどうですか。

○小林政府委員 自治庁といたしましては、そういう意見もございまして、それで大蔵省や農林省ともこの問題についての解決について、妥協な解決をはかりたいというので協議中をございします。

○横路委員 主計局長にお尋ねします、今この問題は、この法案とやらはらになつてゐるわけですか。この法案は、十二月三十一日までの利子の問題ですから、従つてこの法案は、いづれ早い機会に国会を通さなければならぬ、その通すまでには、あなたの方のこれに對するところの態度というものを明確に私に示していただけたらと思うのです。その点はどうか。

○森永政府委員 私どももいたしまして、この法案のすみやかな成立を切にお願ひ申し上げておるわけをございまして、ただいまの点につきましては、至急に政府部内の見解をまとめまして、当委員会における審議促進に寄与したい、さうに考えております。

○横路委員 その次に、食糧庁長官にお尋ねしますが、天災法による営農資金については、これは九号、十二号、十五号の台風を含んでおるわけですか。北海道の冷害について言う、大

体百億程度見込んでおられるのだらうと思ふのです。そこで営農資金については、天災法で利子負担がきまつてゐるわけですが、その利子負担について、あなたの方ではどういふ見解をとつて

いるのか。それは昨年はこういうふうになつてゐる。三分五厘の地域については、金利が一割一分五厘でありましたから、国が五分五厘を負担し、道が二分五厘を負担する。六分五厘の地域については、去年は五分を負担して、国が二分五厘、道が二分五厘。開拓農家の五分五厘の地域については、六分負担の場合に、国が三分、道が三分となつてゐる。ところが、これは金利については一分軽減されて、一割五厘になつてゐる。一割五厘になつて、三分五厘の地域については七分、これを国と道が負担するようになつてゐる。国だけが四分五厘と一分下げて、都道府県を二分五厘そのままに据え置

てゐるのは一体どういふわけか。主計局長も聞いてもらいたい。食糧庁の長官はどういふ見解をおとりになつてゐるか。

○小倉説明員 天災融資の關係は、私の方の所管でございせんが、お尋ねの趣旨につきましては、経済局で目下検討中のようです。御趣旨のようなこともあるようですから、検討いたしておるようでございます。

○横路委員 これは主計局長に。一割一分五厘より一割五厘に下つた。その五分五厘の負担を四分五厘に下げて、都道府県の方だけ二分五厘に据え置いているのは、みみっちいという言葉があるけれども、少し大蔵省としてはけちだと思ふ。

○森永政府委員 お話のように、一割一分五厘を三分五厘になるように利子補給をいたしました場合は、国が五分五厘、地方が二分五厘ということでございますが、金利が下つたに伴つて

国の方を四分五厘にしていただきたい。これはもとと国の方が倍以上も負担をいたしておるわけでございます。金利負担が下りました場合には、倍以上の負担をしている国の方からまず軽減をしていただきたい。そういうお話でございます。これによりまして、国の方がまだやはり八割以上の負担をいたしておるわけでございます。結局程度問題ということになるわけでございますが、二分五厘と五分五厘という現状からスタートいたします場合には、まず国の方の軽減をはかるのが適當である、そういう考え方でございます。

○横路委員 私、今の主計局長の答弁はあまりにも少し勝手過ぎると思う。一分軽減されたのですから、もしもその一分の軽減について、国と都道府県が五厘ずつ負担をしたというならばわかりませんが、それを国の方がよけい負担しているんだから、一分の軽減についてはおれの方で全部まけてもらうんだ、都道府県はそのまま据え置くん、これは地方財政をますます圧迫することになるではないですか。あなた自治庁なんですよ。地方財政が負担するの、こういうところでもみんな地方財政に任せしめてくるというの、これは最悪の場合、あなたの方で涙をのんで承するとしても、一分を半分ずつにするくらいのもう折衝がでないのですか。あなた御存じですかどうですか、お尋ねしたいと思う。

とて県が負担をいたしておるわけでございます。たとえば開拓の五分五厘の場合には、二分五厘ということになっておるわけでございます。三分五厘の場合には、従来の制度が五分五厘よりもっと負ける、その部分を実は国がまゐる持つというふうなことで今の制度ができておるわけでございます。特に金利を三分五厘にする場合には、二分五厘をこえる部分は国がまゐるも持つておったのだという制度の趣旨から考えますと、金利が下った場合には、まずその三分五厘という特別に安くしておる部分の国庫負担の軽減にそれが向けるべきである、それが物事の道理じゃないかと考えておるわけでございます。たとえば造船利子補給の場合を一つ例に申し上げたいと思ひますが、これは金融機関もかつて利子の徴収猶予をいたしておりました、国も利子補給をいたしておりました。一般金利が低減するに従つてどちらを引くべきか、問題がございましたので、やはり国が特別に金利を安くするために、重く負担しておる部分を減らすべきじゃないかということ、利子補給を逐次減らして参りました。国と都道府県の場合には、必ずこれがそのまま適用があるわけじゃないか、三分五厘と五分五厘という特例の安い金利を出すようにして、その部分について、国が全額持つておったという歴史に願ひますと、その部分を軽減していかないか、さういふ考え方が裏にあるわけでございます。

地方財政は重い負担をしているときに、あなたの方で黙つておるわけはないのです。そこで主計局長にお尋ねしますが、この法案自体の利子の軽減の場合におけるこの一月一日以降の問題、先ほど余裕米の前渡金の場合の利子補給、これは農協の組織にやるのか、集荷業者は農協と業者と二つありますね。この利子補給はどこにやるのですか。

○森永政府委員 利子補給の条件に該当する限りにおきましては、農協にもあるいは業者の方にも両方やらなくてはならぬということになるだろうと思ひます。

○横路委員 それでは最後に、関連される質問の方もありますから、この法案の十二月三十一日までにおける利子の全免並びに軽減については、大体どの程度見込んでいらっしゃるわけですか。

○森永政府委員 収穫皆無の基準を九分にするかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたように、まだ最終案がきまつておりませんので、それによつて違つてくるわけでございます。ただいままで九分ということで計算いたしましたところによりますと、本年度北海道の分でございますが、三千九百万という計算に相なつております。

○横路委員 そこで、これは三分以下ということになるとどの程度になるのですか。あまり大きくはないのですか、その点はどうか。

○森永政府委員 その点はまだ計算いたしておりません。

○横路委員 主計官でもいいのですが大體どの程度になりますか。大した金額ではないでしょう。大體の概算はどうですか。

た金額ではないでしょう。大體の概算はどうですか。

○大村説明員 九割以上の場合を七割以上にいたしました場合に、七割以上の分がどこに該当するのだという実は正確な数字がございませんので、非常に大ざっぱな推定になりますが、まず一千万円前後ということになるかと思ひます。

○横路委員 そうすると、一分作だけで三千九百万、三分について一千万ふえるだけだ。その次に、それならばこの際全地に適用して、利子を全免した場合に、金額はどうなるのですか。

○森永政府委員 おそらくそういう計算はまだしてないと思ひますが、ただいま申し上げましたのは、これは本年度だけ……。

○横路委員 それは知っていますよ。自体は十二月三十一日までです。この法律は十二月三十一日までは、一応この法律の建前から言へば別途なものです。だから、三分作以下にしても、わずかに一千万ふえるというだけなのだから、利子を全免してみたら二千万とふえないのではないかと。主計官どうなのですか。

○大村説明員 全体につきましては、実は資料がございませんので、計算はしてございません。従いまして、金額がいかにどのようになるかというところはわかりません。

○横路委員 私はこれで終わりますが、大蔵大臣お聞きの通り、初め皆無一分というお話もありましたが、三分作以下にふやしても一千万程度、従つて四千九百万程度です。しかもそれが地域全体について及ぼしても、その金額

についてはわずかだと思ふ。なぜならば、先ほどお話しのように、三分五厘の地域が八割程度、六分五厘の地域が二割しかないのです。従つて、三分五厘の地域というのは、三千九百万プラス一千万の四千九百万の地域なので、それが八割、あと二割だけをやれば全地域になる。従つて四千九百万をやれば残りは二割ですから、金額にして一千万足らずふやせば全地域に対して利子が全免できるということなのです。ですから、おそらく五千九百万程度で利子が全免できると思う。(それは北海道だけだ)と呼ぶ者あり)それは北海道だが、あとの地域についてやつてもわずかなのです。そういう意味で、この問題についてはやはり政治的に考慮してもらいたい。こういうふうな、数字でほんのわずかなのですから、一つ主計局長どうですか。

○森永政府委員 数字の問題は計算しておりませんのでつきりいたしません。これは数字をこえた、やはり食糧庁としての予約売買という商取引上の建前問題がございまして、金額が少いからといってすべて免除するというわけには参らぬかと存じます。先ほど申し上げましたように、収穫皆無と考へております点を今後どういふふうにか考へるか、その点につきましては、十分検討いたすつもりでございますが、全部のものにつきまして全免するということについては、にわかに賛同いたしがたいことを申し上げまして、お答えをいたします。

○松原委員長 井手委員より関連質疑の申し出がありますので、これを許します。井手君。

○井手委員 ただいま横路委員の概算

払いの利息についての質疑に關連いたしましたので、大蔵大臣にお尋ねいたしましたと思います。ただいま主計局長は、金額はわずかであるけれども、そう負けるわけにはいかないというお話がありました。利息を取るべきものかどうかということについて、金利の点について非常に造詣の深い、権威のある大蔵大臣にお尋ねしたいと思ひます。私は一昨日、取るべきでないという情状の点についてこでいろいろと追及いたしました。今日は法律の点からお尋ねしたいと存じます。

それは、この予約金の概算払いの点は、私は売り渡し代金の一部であると信じているのであります。そこで、この概算金は民法に言う金銭消費貸借によるものか、あるいは損害賠償によるものか、いずれが大蔵大臣はお考えになつてゐるか、その点をまず承わりたいと思ひます。もし金銭消費貸借であるならば、これは予約金の概算払いとはならないはずであります。もし損害賠償でありますならば、不可抗力によつて予定の販売ができなかつた場合には、これは予約金を取るわけには参らないと思ひます。この点に關しては、昨日農林委員会におきましてもそれぞれ追及があつたのであります。本日は幸ひ大蔵大臣が見えておりますので、大蔵大臣としてのはっきりした方針を承わつておきたいと存じます。

○一萬田國務大臣 ただいまの御質問は、その法律の問題の解釈いかんによつてまた結果が違つてくるということになると思ひ、私は法律上のごことは詳しくないので、食糧庁の方から御答弁願ひます。

○小倉説明員 概算金の性格でございますが、これはお話のように、米の買入れ代金の一部であるという性格と、同時にやはり一種の消費貸借の面と両方持つてゐる、こういうふうな理解いたしております。

○井手委員 そんな法律の解釈がおりますか。民法の債権の問題は、そう勝手に解釈されるべきものではありません。行政措置のように、勝手な解釈をとられてはいけません。きのうもあなたはお聞きになつておつたと思うのですが、これは金銭消費貸借か、あるいは損害賠償か、いずれかの一つでなくてはならぬと思ひます。私はこれは損害賠償だと思ひます。損害賠償でありますならば、これは天災によるもので、不可抗力によるものでありますので、これは取るべきものでないと思ひます。大蔵省から聞きたい。先刻申しましたように、一つ大臣にお願いしたい。

○森永政府委員 ただいまのことにつきましては、私も専門家でございませんで、詳しくは検討いたしております。せんが、ただいま食糧庁長官からお答えになりました通りであると考えます。

○井手委員 そんな勝手な解釈はないですよ。法律の解釈は、今の通りでありますといううなことはあり得ないと思ひます。民法の解釈からいいますれば、いずれかの一つでなくてはならぬはずですよ。勝手に、片方を援用してやういふやうなことはあり得ないと思ひます。どちらですか。金銭消費貸借なんです。あるいは損害賠償なんです。これははっきりおっしゃつて下さい。これははっきりしてはならぬはずで

す。これは民法の基本法ですよ。これを勝手に解釈すべきものではないと思ひます。もし答弁ができないうことであるならば、私はこの問題は一つ保留してもらつて、この解釈がはっきりした上で質疑を進めてもらいたいと思ひます。

○小倉説明員 私の解釈では、要するに、概算金についての政府と農家との契約の解釈の問題になるわけでありまして、その契約につきましては、食糧管理法というワケがございまして、これは政府の売り渡し命令ということが別にございまして、その範囲においての売買契約でございます。売買契約に付随いたしまして、他の民法の契約の範疇がそれにくつくとくいうことはあり得ることでございます。売買取引であるか、あるいは売買契約に基づく代金の一部であるか、あるいは消費貸借に基づく貸借関係であるかというように、どちらかに一刀両断しなければならぬという性格のものではないのであります。民法の契約の自由の原則から申しますれば、そういう合せた契約ができます、こういうふうな理解しております。

○井手委員 そんなおかしい解釈はないと思ひます。売り渡し代金の一部であるならば、金銭消費貸借じゃないはずですよ。あなたは一つ民法をもう一ぺんよく読んで下さい。これは違法ですよ。とるべきものじゃございませんですよ。あなたの方から提出したこの法案には利息と書いてある。消費貸借契約でなければ利息をとるべきものじゃございませんですよ。こんな違法な法律案を出すべきものじゃございませんですよ。今も食糧庁長官がおっしゃつたように、これ

は売り渡し代金の一部とおっしゃつておる。明らかじゃございませんか。一つ法制局とよく打ち合せて出直しておいでなさい。撤回しなさい。

○小倉説明員 もちろん法制局等とも十分お打ち合せいたしましたが、今のところ先ほどお答えしたようになうに解釈しております。なお重ねてのお尋ねでございますので、よくその方面と打ち合せて上で、確たる御回答をいたします。

○井手委員 ただいまのような答弁では、おそらくあなたも納得がいかないだらうと思ひます。そこで提案の責任者として大蔵大臣にお願ひいたしますが、これは非常に違法性の強い法律案であります。これは根本問題であります。解釈とか何とかいふものではなく、十分に研究をされて、信念を持つて説明できるように一つ御用意を願ひたいと思ひます。あらためて本委員会か何かの機会においてお尋ねすることにいたします。私は本日はこの程度で打ち切りたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会